

高齢者のための

福祉サービスのご案内

市では高齢者のための様々なサービスを行っています。介護保険で非該当と認定された方や、生活機能が低下して介護が必要となるおそれがある虚弱な高齢者の方にも利用できるサービスがございますので、生活支援や健康づくりのためにご利用ください。

生きがいデイサービス

健康の維持・増進、介護予防の観点から、介護保険の要介護・要支援状態にはいたらない65歳以上の高齢者の方を対象に、施設から施設まで専用のバスで送迎し、入浴や給食、日常動作訓練等のサービスを行います。利用料は1日950円～1,000円です（施設によって異なります）。

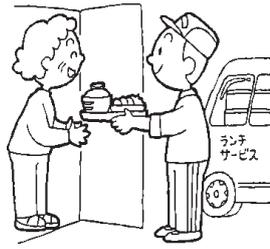
対象施設

- ・イサービスセンター
- ・二本松福祉センター内
- ・安達保健福祉センター内



配食サービス

おおよね65歳以上の一人暮らし等の高齢者を対象に安否確認を兼ねて、栄養バランスのとれた食事（昼食のみ）を月～金曜日お届けします。1食350円です。糖尿病や減塩食、きざみ食等、食事制限がある方にも対応しています。



菊人形招待事業

年度内に70歳以上になる方に菊人形の無料招待券をお送りしております。菊薫る秋、ぜひ足をお運び下さい。

敬老会

地区ごとの敬老会にご招待いたします。婦人会等の地域の方々に協力いただき、楽しい一日をお過ごしいただいております。

敬老祝金

9月15日現在で88歳と99歳の方に健康と長寿をお祝いし

て、年1回5,000円を支給します。

賀寿祝

百歳を迎える方の誕生日に、長寿をお祝いするため、20万円を贈呈します。平成20年度は10名が賀寿対象となっております。

温泉等保養健康増進事業

高齢者の健康増進、閉じこもりの解消を目的として、市が協定している温泉等宿泊施設の利用券5,000円分を交付します。介護保険で要介護の認定を受けた方は対象となりませんが、付き添い等があり、外出が可能で特に申し出のあった方には配布しております。

なお、平成21年度から段階的に対象年齢の引き上げ、平成25年度以降の対象者を70歳以上とする予定です。



◎問い合わせ：

高齢福祉課長寿福祉係
☎(55)5114

特定疾患患者、人工透析患者、小児慢性特定疾患患者の皆様へ見舞金を支給

特定疾患患者の方等の福祉の増進を図るため、年1回見舞金を支給しています。

次の要件に該当する方は、申請をしてください。

なお、昨年まで支給を受けた方も申請が必要です。

対象者
本年10月1日現在において本市に住所があり、次のいずれかに該当する方

- ① 特定疾患治療研究事業実施要綱に定める疾患により受給者証を持っている方
- ② 慢性腎不全により人工透析を受けている方（身体障害者手帳の腎臓機能障害者）
- ③ 小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱に定める疾患により認定証を持っている方

見舞金の額および支給日
・ 年額 20,000円
・ 12月下旬に支給
申請方法 次のものを持参し申請をしてください。
① 次のいずれか一つ
・ 特定疾患医療費受給者証

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 小児慢性特定疾患治療研究事業認定証

② 通帳（郵便局以外）と印鑑
申請期限 10月31日（金）
◎問い合わせ・申請先：
福祉課障がい福祉係
☎(55)5113
または各支所市民福祉課

「ほんとのほ」ふれあい音楽会

市では、障がいをお持ちの方の芸術や文化活動の振興を図るため、ほんとの空ふれあい音楽会を開催します。介護をされている方や一般市民の方もぜひおでかけください。

内容 各種団体による歌、和太鼓、高校生による吹奏楽演奏や一緒に太鼓がたたける参加型コーナーなど

会場 安達文化ホール
日時 10月19日（日）
午後2時～3時50分
午後1時30分開場

入場料 無料
◎問い合わせ：
福祉課障がい福祉係
☎(55)5113